

いじめ防止対策推進法に基づく本校の取組について

函館市立旭岡中学校 令和8年（2026年）年4月

本資料は、「いじめ防止対策推進法」（以下、法という。）の趣旨を踏まえ、学校のいじめ防止等の取組を保護者の皆様に理解していただくことを目的に作成しました。

1 いじめの定義について（法には次のとおり定められています。）

いじめとは、児童生徒と一定の人間関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）で、その行為の対象になった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの。

いじめ
とは？

一定の人間関係にある他の児童生徒が行う

心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネット上も含める）

行為を受けた児童生徒が心身の苦痛を感じている

それでは、次のケースはいじめにあたるでしょうか？ 考えてみましょう！！

同じクラスの生徒と遊んでいるうちに、自分の嫌がる顔やポーズをさせられ、スマートフォンで撮影された。ただし、その行為は「一度きり」で、今は行われなくなっている。自分としては、その画像が友達の間で SNS を通じて拡散されるのではないかと考えると、とても苦痛だ。

友達の間で、たとえ一度きりで、今、行為が行われていなくても、行為を受けた生徒が心身の苦痛を感じていれば、学校はいじめとして認知し、解消に向けて対応します。

いじめの対応について

- ・学校は、学校いじめ対策組織で対応します。
- ・「けんか」や「ふざけ合い」であっても、目に見えないところで被害が発生している場合もあるため、背景にある事情を把握し、児童生徒の感じる被害性に着目して、いじめに該当するか否か判断します。
- ・いじめは、被害と加害の関係が入れ替わることもあることを踏まえて対応します。

いじめの解消について

- ・いじめが「解消している」状態とは、
 - ① いじめに係る行為が止んでいる状態が相当の期間継続していること。
 - ② 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと。
- ・いじめの解消の判断は学校いじめ対策組織により、判断します。

2 「いじめ防止対策推進法」に定める学校の取組

本校のいじめ防止に向けた取組を紹介します。

旭岡中学校
いじめ防止基本
方針（概要）
全文は学校HP
をご覧ください。

いじめ防止対策推進法第13条および北海道いじめ防止基本方針にもとづき、すべての生徒が安心して楽しく充実した学校生活を送ることができることはもとより、以下の意義をもって**旭岡中学校いじめ防止基本方針**を定める。

- 教職員がいじめを抱え込まず、組織として一貫した対応となる。
- 対応の方針を示すことで、児童生徒や保護者の安心感やいじめの抑止につながる。
- 加害者への成長支援の観点を基本方針に位置付けることで加害者への支援につながる。

旭岡中学校
いじめ対策組織
の役割や活動

旭岡中学校いじめ対策委員会

いじめ対策委員会はいじめ問題への組織的な取り組みを推進するために設置される。メンバーは校長、教頭、生徒指導担当、担任、養護教諭、外部の専門家（S C含む）で構成されるが、事案や実態に応じて柔軟に対応する。また、いじめへの対応の他、いじめ防止に関わる全体計画の検討や、実態把握、点検等も行う。

本校のいじめ防
止プログラムの
活動

旭岡中学校いじめ防止プログラム（年間予定）

- いじめ対策委員会
・4月：方針・計画検討、8・11・1月：定例会、3月：まとめ・反省
 - 早期発見への取組
・4月：実態調査 6・2月：子ども支援ツールほっと活用 7・11月：道教委調査、6・11月：学校生活アンケート
 - 未然防止への対応
・4月：全校集会(対面式)、情報モラル教室、5月：全校集会(体育大会)、6月：体育祭(縦割)、教育相談、7月：全校集会(学校生活)、二者面談、10月：教育相談、11月：いじめの問題を考える集会、12月：二者・三者面談、2月：全校集会(3年生への感謝)
- * 年度や学期の始まりや終わりの期間には、学級(学年)づくり、人間関係づくりへに取り組む

不明な点やいじめに関する相談は、遠慮なく相談ください。

いじめに関する相談は、学級担任の他、相談しやすい教職員に遠慮せず相談してください。また、相談窓口として、「いじめ対策組織」を設置しています。気軽に相談願います。

令和8年度の旭岡中学校のいじめ対策組織担当は教頭です。連絡先0138-50-3609

函館市教育委員会でも相談窓口を設置しています

相談窓口	電話番号	相談時間等
函館市こころの相談員相談電話（電話）	57-3009 57-6644	毎週 月曜日～金曜日 （祝日をのぞく） 8：45～17：30
函館市南北海道教育センター（電話）	57-8251	

右の機関においても「電話相談」を受け付けておりますので、ご利用ください。

函館市子ども未来部次世代育成課内
子どもなんでも相談110番（電話）32-3192